平成２１年（フ）第５８１号
兵庫県姫路市久保町151番地シャトー姫路４ＦＡ号
債務者　松永千枝子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５８８号
兵庫県姫路市西庄甲264番地１水尾川ハイツ203号
債務者　内海　　修
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５９１号
兵庫県姫路市広畑区末広町３丁目４番地２
債務者　三森　　浩
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６０２号
兵庫県姫路市別所町小林271番地22
債務者　上田　千晴
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６４７号
兵庫県姫路市白浜町甲840番地５姫路白浜南高層１―506、従前の住所兵庫県芦屋市高浜町５番２―1811号
債務者　金井　健吾
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６４９号
兵庫県加古川市尾上町今福591番地
債務者　久保田孝枝
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６５５号
兵庫県加古川市野口町坂井93番地の17
債務者　平田紀美子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６７１号
兵庫県姫路市飾磨区中浜町１丁目13番地３
債務者　日野涼子こと日野正美こと　金　　正美
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６７５号
兵庫県加古郡稲美町国岡２丁目12番地の６
債務者　本田　文次
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６７７号
兵庫県姫路市夢前町山冨26番地248
債務者　秋田　良雄
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６８１号
兵庫県姫路市青山西２丁目11番26―101号中村ハイツ北棟
債務者　内海　尋美
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６８６号
兵庫県姫路市勝原区朝日谷９番地９
債務者　葛迫　一世
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１２２３号
広島市西区観音町９番18―201号
債務者　原田　真里（旧姓田中・柴田）
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４６０号
広島市中区堺町２丁目４番19―601号、住民票上の住所広島市西区中広町２丁目18番29号
債務者　島田　恵実
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４８３号
広島市中区大手町３丁目３番７―502号
債務者　山本　恵子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５４２号
広島市安佐南区川内５丁目24番20―604号サンライズ川内
債務者　熊田　久広
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５４３号
広島市安佐南区川内５丁目24番20―604号サンライズ川内
債務者　熊田麻由美
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部